

# 公正入札調査委員会設置要領

農総第 1706 号  
制定 平成 7 年 11 月 21 日

## 1 目的

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連帯を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、沖縄県農林水産部建設工事請負業者指名基準及び指名審査会等に関する要領第14条の規定により、公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

## 2 調査審議事項

調査委員会においては、次に掲げる事項の調査審議等をするものとする。

- (1) 入札執行前の談合情報で、調査に値する場合。
- (2) 入札執行後の談合情報の取扱い。
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応。

## 3 構成

調査委員会は、原則として沖縄県農林水産部建設工事等指名基準及び指名審査等に関する要領第7条で定める審査会の委員をもって構成し、委員長は、本庁にあっては農林水産部長、出先機関にあっては所長をもって充てる。

## 4 会議

調査委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

## 5 事情聴取者の指名

事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行う。

## 6 事務局

調査委員会の事務局は、本庁では農林水産総務課、出先機関においては所長が指定した班又は者が行う。

### 附 則

この要領は、平成 7 年 11 月 21 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年 11 月 1 日 農企第 1920 号）

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 23 年 4 月 28 日 農企第 485 号）

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 3 月 29 日 農企第 2875 号）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

